

長期計画検討委員会運営要領

市川ハイツ管理組合

市川ハイツ長期計画検討委員会運営要領

2008年7月9日制定

市川ハイツ管理組合理事会は、その「運営要領」第一条(3)の規程による特別委員会として、「市川ハイツ長期計画検討委員会」を設置することができる。設置する場合は、次の要領による。

第一条 委員会の目的と役割

- ①「市川ハイツ長期計画検討委員会」(以下「委員会」という)は、理事会の諮問機関であり、市川ハイツの長期的な課題について、理事会の諮問を受けて検討し、答申する
- ②市川ハイツの将来ビジョンにかかわる課題について検討し、理事会に提案、意見を述べる

第二条 委員の選任

- ①委員は居住する組員の中から公募し、理事会が選任する。
- ②委員の定数は10人程度とする。
- ③委員の任期が1年以内とし、就任日にかかわらず毎年6月に終了する。ただし、再任を妨げない。
- ④理事長(=諮問者、副理事長等への委任可)は顧問として委員会に出席できる

第三条 委員会の運営と活動

- ①委員会には委員長、副委員長、書記等を置き、互選する
- ②委員会は委員の2分の1以上の出席で成立し、多数決で決議する。
- ③委員会は会議の内容を随時理事会に報告する。理事会は必要に応じその内容を広報する
- ④組員は委員会の議事内容の報告や関連資料の閲覧を求めることができる
- ⑤理事会の諮問に対する答申は文書で行う。審議経過などは必要に応じ理事会に報告する
- ⑥委員会の活動に要する費用は理事会の運営費用に準ずる事とし、理事会の承認を要する

第四条 その他

- ①委員会は理事会が必要ないと判断した場合は休会または終了する
- ②「市川ハイツ長期計画検討委員会運営要領」の改廃は総会において過半数の賛成を要する

以上